

誓 約 書

武庫川女子大学長 殿

私は、武庫川女子大学（以下、大学という）の学生として、交換留学出願および参加するにあたり、当該留学に関する事前の指導を受け、以下の事項を遵守し、承諾することを誓約いたします。本誓約事項に違反した場合は、大学からの支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒、喫煙に関する法令を含む。）、派遣先大学・受入機関等の規則及び武庫川女子大学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意いたします。
2. 留学中に本誓約書に記載された事項に違反するなど、大学が「本学学生としてふさわしくない」と判断した場合は、大学が有する留学を取り消す権利を行使され、そのことにより発生する帰国・身柄引取りなどの一切の手配を行い、それに関わる費用については、私又は保証人の責任において全て支払います。
3. 留学先国の治安状況、疾病、自然災害等のやむをえない事情により、大学が学生本人の安全を第一と考え派遣の中止・延期または帰国勧告を決定した場合は、現地政府、日本国外務省、在外公館の勧告・命令及び大学の指示に速やかに従います。またこれに伴い発生した被害や賠償責任などの不利益について、武庫川女子大大学および留学先機関がその責任を負わないことに同意いたします。
4. 私の故意又は不注意による事故やトラブル（迷惑行為・大学寮（または宿泊先）・本人の持病に起因するものを含む。）によって生じた結果については、私又は保証人の責任において一切を処理し、大学及びその関係者に損害賠償、その他の責任を追及いたしません。
5. 留学に係る健康状態について
 - ① 心身共に留学に十分耐えうる健康状態で留学に臨みます。
 - ② 申込時及び渡航前に健康上の留意点がある場合は、必ず医師の診断を受け、海外留学の参加に支障はないことを明記した文書を提出いたします。
 - ③ 大学から診断書の提出を求められた場合は、速やかに提出いたします。
 - ④ 渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は、速やかに大学に申し出ます。
 - ⑤ 大学又は派遣先大学・受入機関が健康上の理由により留学継続が困難と判断した場合は、留学の停止・帰国の措置に従います。
 - ⑥ 渡航先で緊急医療対応が生じ、保証人の同意を得ることが困難な場合は、大学が緊急処置をとることを了承いたします。

6. 個人情報の取扱いについて

応募者から収集した個人情報（氏名、性別、生年月日、所属学部、学年、住所、電話番号、メールアドレス、保証人氏名、保証人連絡先、家計状況、国籍、顔写真、パスポート情報、成績情報など）を、大学が武庫川女子大学交換留学制度に基づく以下の目的で利用することを了承します。

目的：学内選考試験、応募者への連絡、派遣予定大学への採択内定者の連絡、奨学金推薦手続き、奨学金支給手続き、奨学金支給元団体が定める報告書の作成、危機管理サービス登録手続き

7. 個人情報の第三者提供について

原則として、申込者の個人情報（氏名、性別、生年月日、所属学部、学年、住所、電話番号、メールアドレス、保証人氏名、保証人連絡先、家計状況、国籍、顔写真、パスポート情報、成績情報、派遣留学先大学名、留学期間、奨学金受給の有無、留学中取得単位数、帰国後の単位互換結果など）について、以下の通り第三者に個人情報することに同意します。

- ・派遣先大学：出願手続き、その他派遣留学生としての受入に関連・付随する業務の為
- ・危機管理支援会社：危機管理サービス登録の為
- ・奨学金支給元団体：奨学金支給手続き、奨学金返還手続き、報告書作成の為

8. 外国の第三者への個人情報の提供や、個人情報保護に関する渡航国の法令や渡航先の制度について交付を受け確認しました。

9. 派遣先大学で取得した成績情報、生活面の情報などを含む個人情報を交換留学(派遣)運営のため又は他の学生の安全を守るために、本学が派遣先大学から提供を受けることに同意します。

10. 留学に必要な諸手続き（各種書類作成、パスポート・査証取得、宿舍の手配、履修登録、航空券手配、保険加入など）とその費用支払いについては自らの責任で行い、都度進捗状況を大学へ報告のうえ、決められた期日までに完了します。

11. 留学に際して、渡航期間（出発から帰国まで）の海外旅行保険に加入いたします。また、留学先機関が義務付けている留学生のための保険がある場合は双方の保険に加入いたします。

12. 留学期間中について

- ① 滞在先が決定次第国際センターへ報告し、また、変更する場合にも事前に報告いたします。
- ② 車両（自動車、自動二輪車、小型船舶などを含む）の運転は行いません。
- ③ アルバイトなどいかなる形態の就業も行いません。（但し、協定大学が実施するボランティアなどに対する謝礼金は除く）
- ④ 留学先の休暇期間などを利用した個人的な旅行は、行き先の安全情報を十分に把握し、自己の責任で行います。また事前に大学へ届け出いたします。

13. 留学中・留学終了後に定められた報告書類は所定の期間内に提出いたします。提出を怠った際には奨学金の返還の求めに応じます。

年 月 日

学生氏名 _____